

参考資料

行政委員会委員選任要件等一覽

(1) 監査委員	2
(2) 公安委員会	3
(3) 教育委員会	4
(4) 人事委員会	5
(5) 選挙管理委員会	6
(6) 労働委員会	7
(7) 海区漁業調整委員会	8
(8) 内水面漁場管理委員会	9
(9) 収用委員会	10

委員選任要件等一覧

名称	監査委員	委員数	3名(外常勤1名) (地自法196)	任期	4年(識見委員) (再任可:規定なし)(地自法197)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(識見委員)及び議員(議選委員)のうちから選任する。(地自法196) 2 識見委員のうち1人以上は、当該普通地方公共団体の常勤の職員(再任用短時間勤務職員を含む)でなかった者でなければならない。(地自法196) 3 識見委員のうち1人以上は、常勤としなければならない。(地自法196) 4 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員になることはできない。(地自法198の2) 5 公職選挙法11 又は11の2に該当する者(成年被後見人/禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者/禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)/公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わった日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者/選挙、投票及び国民審査に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者/公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わった日から5年を経過した者で、当該5年を経過した日から5年間を経過していないもの)は、監査委員になることができない。(地自法201、164) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、議会の同意を得て知事が選任する。(地自法196) 2 監査委員は、識見を有する者のうち1人を代表監査委員としなければならない。(地自法199の3) 3 代表監査委員の職務代理者は、代表監査委員が指定する委員とする。(地自法199の3) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 有権者の3分の1以上の連署で、知事に委員の解職請求が可能。議員の3分の2以上が出席した議会で、その4分の3以上の同意があれば委員は失職。(地自法86 、87) 2 委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者になることはできない。(地自法169) 3 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5) 4 委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員を兼ねることはできない。(地自法196) 5 罷免事由(心身故障又は非行があると認めるときは、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(地自法197の2) 6 委員は、退職しようとするときは、知事の承認を得なければならない。(地自法198) 7 委員は、職務を執行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査しなければならない。(地自法198の3) 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地自法198の3) 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。(地自法199の2) 10 委員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。(地自法201、141) 11 委員は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は公安委員会の委員と兼ねることができない。(地自法201、166) 12 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 				
その他	<p>代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。(地自法199の3)</p>				

委員選任要件等一覧

名称	公安委員会	委員数	3名 (警察法38)	任期	3年(2回まで再任可) (警察法40)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者の中から選任する。(警察法39) 2 任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者の中から選任する。(警察法39) 3 委員の任命については、2人以上が同一の政党に所属することとなってはならない。(警察法39) 4 副知事、副市町村長は、公安委員会の委員を兼ねることはできない。(地自法166) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、議会の同意を得て知事が任命する。(警察法39) 2 委員長は、委員が互選する。(警察法43) 3 委員長の職務代行者は、あらかじめ委員長が指名した委員とする。(県公安委運営規則7) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられた者は委員となることはできない。(警察法39) 2 委員は、失職事由(破産者で復権を得ない者 / 禁錮以上の刑に処せられた者 / 都道府県の議会の議員の被選挙権を有しない者)に該当する至った場合は、その職を失う。(警察法41) 3 罷免事由(心身故障又は非行があった場合若しくは2人以上が同一政党所属者となった場合、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(警察法41) 4 委員には、地方公務員法上の服務関係規定の一部が準用される。(警察法42) (服務の根本基準(地公法30)、服務の宣誓(地公法31)、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32)、信用失墜行為の禁止(地公法33)、秘密を守る義務(地公法34)、営利企業等の従事制限(地公法38)) 5 委員は、県・市町村議会の議員、常勤の職員及び短時間勤務職員の職を兼ねることができない。(警察法42) 6 委員は、政党、政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。(警察法42) 7 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5) 8 委員は、監査委員と兼ねることができない。(地自法201、166) 9 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 10 委員は、在職中、海区漁業調整委員会の公選委員の候補者となることができない。(漁業法87) 				
その他	<p>公安委員会は、その処分又裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(警察法80)</p>				

委員選任要件等一覧

名称	教育委員会	委員数	5名(外教育長) (地教行法3)	任期	4年(再任可) (地教行法12)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから選任する。(地教行法4) 2 委員の定数の2分の1以上の者が同一政党に属することとなってはならない。(地教行法4) 3 年齢・性別・職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならない。(地教行法4) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、議会の同意を得て知事が任命する。(地教行法4) 2 委員長は、委員のうちから選挙する。(地教行法12) 3 委員長の職務代理者は、あらかじめ委員会が指定した委員とする。(地教行法12) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられた者は委員となることができない。(地教行法4) 2 委員は、県・市町村議会の議員、知事・市町村長、他の行政委員会の委員、常勤の職員、短時間勤務職員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 3 委員は、罷免事由(心身故障又は非行があった場合若しくは同一政党所属者が過半数を超えた場合、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。 4 有権者の3分の1以上の連署で、知事に委員の解職請求が可能。議員の3分の2以上が出席した議会で、その4分の3以上の同意があれば委員は失職。(地教行法8、地自法87) 5 委員は、知事の被選挙権を有する者でなくなった場合は職を失う。(地教行法9 二) 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地教行法11) 7 委員は、政党、政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない(地教行法11) 8 委員は、自らが負う重要な責任を自覚するとともに、基本理念に則って教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。(地教行法11) 9 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5) 				
その他	<p>教育委員会は、教育委員会の処分又は裁決に係る地方公共団体を被告とする抗告訴訟について、当該地方公共団体を代表する。(地教行法56)</p>				

委員選任要件等一覧

名称	人事委員会	委員数	3名 (地公法9の2)	任期	4年(再任可:規定なし) (地公法9の2)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。(地公法9の2) 2 選任にあたっては、委員のうち2人が同一政党所属者となつてはならない。(地公法9の2) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、議会の同意を得て知事が選任する。(地公法9の2) 2 委員長は、委員のうちから選挙する。(地公法10) 3 委員長の職務代理者は、委員長が指定した委員とする。(地公法10) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 欠格事項に該当する者(禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者/県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者/地公法上の罪を犯し刑に処せられた者/政府を暴力で破壊することを主張する政党等を結成・加入した者)は委員になることができない。(地公法9の2) 2 罷免事由(心身故障又は非行があつた場合若しくは2人以上が同一政党所属者となつた場合、知事が議会の同意を得て罷免)に該当する場合を除き、意に反して罷免されない。(地公法9の2) 3 委員は、失職事由(禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者/地方公務員法(第5章)に規定する罪を犯し刑に処せられた者/政府を暴力で破壊することを主張する政党等を結成・加入した者)に該当する至つた場合は、その職を失う。(地公法9の2) 4 委員は、県・市町村議会議員及び県・市町村職員の職を兼ねることができない。(地公法9の2) 5 委員には、地方公務員法上の服務関係規定の一部が準用される。(地公法9の2)(服務の根本基準(地公法30)、服務の宣誓(地公法31)、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32)、信用失墜行為の禁止(地公法33)、秘密を守る義務(地公法34)、政治的行為の制限(地公法36)、争議行為等の禁止(地公法37)) 6 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5) 7 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 				
その他	人事委員会は、人事委員会の処分又は裁決に係る地方公共団体を被告とする抗告訴訟について、当該地方公共団体を代表する。(地公法8の2)				

委員選任要件等一覧

名称	選挙管理委員会	委員数	4名 (地自法181)	任期	4年(再任可:選挙で選出) (地自法183)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙権を有し、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であること。(地自法182) 2 選挙、投票、国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は委員となることができない。(地自法182) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、県議会において選挙される。(地自法182) 2 委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。(地自法187) 3 委員長の職務代行者は、委員長が指定した委員とする。(地自法187) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5) 2 委員は、2人が同時に同一の政党、政治団体に属してはならない。(地自法182) 3 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。(地自法182) 4 県議会における選挙結果に不服を申し立て又は出訴した場合、委員は裁決又は判決が確定するまではその職を失わない。(地自法183) 5 失職事由(選挙権を有しなくなったとき/県に対しその職務に関する請負をする者又は法人の取締役等になったとき/選挙、投票、国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたとき)に該当するときは、委員はその職を失う。(地自法184) 6 罷免事由(心身故障又は非行があった場合、県議会はその議決により委員を罷免できる)に該当する場合を除き、委員は意に反して罷免されない。(地自法184の2) 7 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。(地自法185) 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(地自法185の2) 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(地自法189) 10 委員は、在職中、選挙運動をすることができない。(公選法136) 11 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 				
その他	<p>選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。(地自法192)</p>				

委員選任要件等一覧

名称	労働委員会	委員数	15名 (労組法19の12)	任期	2年(再任可) (労組法19の12、19の5)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の任命に当たり、使用者委員は使用者団体の推薦が、労働者委員は労働組合の推薦が、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意が必要(労組法19の12) 2 公益委員の任命については、2人以上の公益委員が同一の政党に属することとなってはならない。(労組法19の12) 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。(労組法19の12、19の4) 4 国会又は地方公共団体の議会の議員は、公益委員となることができない。(労組法19の4) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、都道府県知事が任命する。(労組法19の12) 2 知事は、使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があった者のうちから任命する。(労組令21) 3 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。(労組法19の12、19の9) 4 会長の職務代理者は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により定めておかなければならない。(労組法19の12、19の9) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益委員は、自己の行為によって2人以上の公益委員が同一の政党に属することとなったときは、当然退職する。(労組法19の12) 2 委員は、失職事由(禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者)に該当するに至った場合には、その職を失う。(労組法19の12、19の7前段) 3 都道府県知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、都道府県労働委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。(労組法19の12、19の7) 4 委員若しくは委員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。(労組法23) 5 公益委員は、政党に加入・脱退・除名又は所属政党が変わったときは、直ちに知事に通知しなければならない。(労組令22) 6 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5) 7 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 				
その他	<p>都道府県労働委員会は、その処分に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(労組法27の23)</p>				

委員選任要件等一覧

名称	海区漁業調整委員会 (東部・西部)	委員数	各15名 (漁業法85)	任期	4年(再任可:規定なし) (漁業法98)
委員選任要件 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公選委員の選挙権及び被選挙権は、海区に沿う市町村に住所又は事業場を有する者であつて、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものが有する。(漁業法86) 2 知事選任委員は、学識経験者及び海区内の公益代表者から選任する。(漁業法85 二) 3 欠格事由に該当する者(20歳未満の者 / 成年被後見人 / 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 / 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者 / 公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わり若しくはその執行を免除された日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者 / 公職選挙法違反で禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者)は、公選委員の選挙権及び被選挙権を有しない。(漁業法87) 4 公職にある間に犯した刑法等の罪の執行を終わり又はその執行を免除された日から5年を経過した者は、5年を経過した日から5年間、公選委員の被選挙権を有しない。(漁業法87) 5 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙事務に係るのある地方公共団体の職員は、在職中、その関係区域内において、公選委員の候補者となることができない。(漁業法87) 6 裁判官、検察官、会計検査官、収税官吏、警察官及び公安委員会の委員は、在職中、公選委員の候補者となることができない。(漁業法87) 				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公選委員(9名)は、公職選挙法に基づく選挙による。(漁業法85 一、86) 2 公選委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する。(漁業法88) 3 知事選任委員(6名(学識経験者4、公益代表者2))は、知事が選任する。(漁業法85 二) 4 会長は、委員が互選する。互選することができないときは、知事が知事選任委員の中からこれを選任する。(漁業法85) 5 会長の職務代理者は、あらかじめ委員が互選した者とする。(漁業法施行令3) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、都道府県議会議員と兼ねることができない。(漁業法95) 2 委員は、正当な事由がなければ委員を辞職することができない。(漁業法96) 3 委員が被選挙権を有しない者であるとき(公職選挙法の規定に該当する場合を除くほか、被選挙権の有無は出席委員の3分の2以上の多数により委員会が決定する。)は、その職を失う。(漁業法97) 4 委員が、県に対しその職務に関する請負をする者又はその支配人若しくは同一の行為をする法人の取締役等に該当するとき(該当するかどうかは、公選委員にあっては出席員の3分の2の多数により委員会が決定し、知事選任委員にあっては知事が決定する。)は、その職を失う。(漁業法97の2 、地自法180の5) 5 選挙権を有する者は、その総数の3分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。委員は解職の投票で過半数の同意があったときは、その職を失う。(漁業法99) 6 知事は、特別の事由があるときは、知事選任委員を解任することができる。(漁業法100) 7 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。(漁業法102) 				
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業調整委員会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。(漁業法135) 2 漁業調整委員会は、その処分又は裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(漁業法135の3) 				

委員選任要件等一覧

名称	内水面漁場管理委員会	委員数	10名 (漁業法131)	任期	4年 (漁業法132、98)
委員選任要件 (根拠条文)	都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から選任する。(漁業法131)				
委員選任方法 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員選任要件を満たす者の中から知事が選任する。(漁業法131) 2 会長は、委員が互選する。互選することができないときは、知事が委員の中から選任する。(漁業法132、85) 				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員は、都道府県議会議員と兼ねることができない。(漁業法132、95) 2 委員は、正当な事由がなければ委員を辞職することができない。(漁業法132、96) 3 委員が、県に対しその職務に関する請負をする者又はその支配人若しくは同一の行為をする法人の取締役等に該当するとき(該当するかどうかは知事が決定する。)は、その職を失う。(漁業法132、97の2、地自法180の5) 4 知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。(漁業法132、100) 5 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。(漁業法132、102) 6 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6) 				
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 内水面漁場管理委員会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。(漁業法135) 2 内水面漁場管理委員会は、その処分又は裁決に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(漁業法135の3) 				

委員選任要件等一覧

名称	収用委員会	委員数	7名(+予備委員2名以上) (土収法52)	任期	3年(再任可:内規で3期) (土収法53 、)
委員選任要件 (根拠条文)	<p>1 法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者であること。(土収法52)</p> <p>2 欠格要件(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)に該当する者は、委員となることができない。(土収法52)</p> <p>[選考基準:内規]</p> <p>1 分野構成は、原則として、法律3名、経済2名、行政2名とする。</p> <p>2 原則として、再任は、通算して3期までとする。</p> <p>3 法律分野の委員のうち、原則として2名以上は弁護士とする。また、弁護士の委員は2に関わらず3期を超えることもやむを得ないものとする。</p> <p>4 経済分野のうち、原則として1名以上は不動産鑑定士とする。</p> <p>5 再任時の年齢は、原則として70歳未満とする。</p>				
委員選任方法 (根拠条文)	<p>1 委員は、県議会の同意を得て知事が任命する。(土収法52)</p> <p>2 会長は、委員のうちから委員が互選する。(土収法56)</p> <p>3 会長の職務代理者は、委員のうちからあらかじめ互選された者とする。(土収法56)</p>				
委員に課される義務・制限等 (根拠条文)	<p>1 委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤職員若しくは短時間勤務職員と兼ねることができない。(土収法52)</p> <p>2 罷免事由(委員会の議決により、心身故障のため職務執行ができないと認められたとき又は委員たるに適しない非行があったと認められたとき)に該当する場合を除き、委員は意に反して罷免されない。(土収法55)</p> <p>3 委員が欠格要件(破産者で復権を得ない者/禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)に該当するに至ったときは、当然失職する。(土収法55)</p> <p>4 除斥事由(起業者、土地所有者及び関係人/起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人及び補助人/法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合、当該法人の取締役等職務権限を有する者)に該当する委員は、委員として収用委員会の会議に加わり、又は議決することができない。(土収法61)</p> <p>5 委員は、県に対しその職務に関する請負をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の取締役等たることができない。(地自法180の5)</p> <p>6 教育委員会の委員は、他の行政委員会の委員の職を兼ねることができない。(地教行法6)</p>				
その他	<p>収用委員会は、収用委員会の処分に係る都道府県を被告とする抗告訴訟について、当該都道府県を代表する。(土収法58の2)</p>				